

定外だったということか。

答 議会も通っており訴訟までは想定していなかった。

問 市は、SPCからこの話があったときに精査し議会に報告したか。ファイナンス側に5億、大林組に5億払わなければいけない可能性がある」と議会に報告があったが、今回の問題で市は何がポイントなのか精査し、調査したのか。

答 契約書、リスクの分担は、当初から調査し、話し合い重ねてきた。ただ、銀行の融資団がどれだけ選ばれ、どのような話しをすることは、立ち入ることができない。現在、設計で2億、工事の資材の調達で3億、約5億というお金がまず必要でSPCと親会社の大林組が銀行団と相談している」と聞いている。

問 市民の話でありSPCとファイナンスだけの問題であるため、市は最初から、「契約書のとおり実行してください」と言うべきではなかったのか。なぜ議会に報告しなければいけないかったか。

答 SPCとしては全くお金がないということで、融資を受けられないという状況で市に相談された。この

案件は監査請求され、棄却されている。裁判はされたが、

手続上、全く問題なく、通常では敗訴する可能性はほとんどないという説明を相手方にしている。ただ、市民では訴訟されるということ自体が、疑念を抱かす可能性がある」と相談された。今まで、事業契約書など全て議会に報告してきた。市に、賠償責任が生ずるのかといえば、もし負ければ、SPCが市に対して「事業はできません」という賠償責任を問うてくる場合であり、これを知ってもらう必要があるため議会で報告した。

問 訴訟問題について、市の立場として契約どおりすること。市民の税金は1円たりとも使わないことであるが。

答 市が負ける要素はないと考えている。ただ、この訴訟があったという事で銀行団が融資を渋るようなことがあれば、SPCはお金がないので、資金調達で、つなぎ融資をする可能性がある。それに金利が発生するおそれがあり、その場合は、市に対して賠償請求されるおそれがある。今後、銀行団とSPCで話し合いがつかうと思う。また議会に

報告したい。

問 市とSPCの契約、市民の契約でリスク等を、弁護士などの専門家に相談したのか。

答 リスク分担や契約解除などの条件も設けている。全ての契約書は弁護士にも相談しており、市民の契約と大きな違いはないと考えている。市も精査して行なっている。

問 市民の契約で、つなぎ融資を行なうことは契約違反になるというのではないのか。ファイナンスが融資しない場合つなぎ融資をしていいという契約になっているのか。

答 もしそうならば、どこかでつなぎ融資をする必要があると考える。市とSPCの契約書には書いていない。

問 つなぎ融資を履行して発生する金利はどこが持つのか。

答 市民の間で協議されることであって、市は契約書に書いてあるとおり、実行してもらうことが本筋と考えている。

問 市民側でどういう条件で融資を止めるのか、またその際の対応など具体例は契約書に載っているか確認したか。

答 絶対ないとは言えないが、その場合でも、市としては事業を進めていく。市民の契約書は見えていない。見せられないといわれているが、危機管理上、教えてもらえるのであれば確認はしておきたい。

問 なぜ聞かないのか。

答 契約書作成時、弁護士にも相談しリスク分担もしたが、市民同士のことなので関与していない。ただ、訴訟までは当初考えておらず、危機管理が足りないといわれればそうである。契約上、市が損害を被ることはなく、事業を進めることは可能である。市が金利を負担することは通常あり得ないとのことだが、ほかの方から訴訟となると、万全を期する必要があるため、再度きちっと確認を行なう。

問 ファイナンスの融資は、市中銀行以外にもう1カ所がある」と聞いているが。

答 融資団で政府系のPFI推進機構から、融資を受けるということとは、この事業が総理大臣に承認されたことである。

問 推進機構の融資金額は、公表していない。

問 八木駅北側や本庁舎を含め大変な問題である。大きな考え方として、PFIを使い



八木駅南1,100坪

に対して上限何%まで融資可能なのか。

答 融資金額の2分の1が最高額である。

問 リスク分担として、推進機構の割合を増やそうという動きはなかったのか。

答 銀行団で決めることで、市は問いかけもしていない。

問 本庁舎は、買収の問題が終わってからの話しなのか、同時にある程度の方向性を示していくのか。

答 本庁舎は耐震の件もあり早急に行ないたい。議会で承認された八木駅周辺まちづくりの検討委員会で基本構想と基本計画等を議論したい。